

1. 変更申請書の提出について

- (1)対象となる事業・・・「施設入所支援」「生活介護」「就労継続支援A型・B型」
- (2)対象となる申請内容
 - ①新たにサービスを追加する場合（生活介護、就労継続支援A型・B型）
 - ②既に提供しているサービスの単位数（施設入所支援、生活介護）を追加する場合
 - ③定員を増加する場合

■提出書類

- (1) 変更申請書（変更届とは別の書類です）
- (2) 添付書類

変更する事項	添付書類	留意点
1 施設入所支援又は既に提供している生活介護の単位数を追加する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表) ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…① ・組織体制図 ・従業者の資格を証明するもの…② ・平面図 ・施設内外の写真 ・居室面積等一覧表 ・設備・備品等一覧表 ・施設障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…③ ・申請書等添付調書…④ ・土地建物の賃貸契約書又は登記簿謄本（原本）…⑤ ・建築基準法に基づく確認申請書、検査済証等⑥ ・防火対象物使用開始(変更)届の写し…⑦ ・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類⑧ ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談が必要です。その後、変更予定日の前月 10 日までに申請してください。 ・左記①は変更日から 4 週間の勤務予定表として作成してください。 ・左記②については、資格要件の定められている職種分のみ添付。 ・対象者を特定する場合は左記③が必要です。 ・建物を増築して単位数を追加する場合、左記④～⑧の添付が必要となることがあります。 ・単位の追加により、サービス管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付して下さい。 ・左記⑤は確認後返却します。
2 利用定員の増加（単位数の追加、施設障害福祉サービスの追加によらない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表) ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…① ・組織体制図…② ・従業者の資格を証明するもの…③ ・平面図 ・施設内外の写真 ・居室面積等一覧表 ・設備・備品等一覧表 ・申請書添付調書…④ ・土地・建物の賃貸契約書又は登記簿謄本（原本）…⑤ ・建築基準法に基づく確認申請書、検査済証等⑥ ・防火対象物使用開始(変更)届の写し…⑦ ・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談が必要です。その後、変更予定日の前月 15 日までに申請してください。 ・利用定員変更により従業者の勤務体制等にも変更が生じる場合は左記①～③の添付が必要です。 ・左記①は変更日から 4 週間の勤務予定表として作成。 ・左記③については、資格要件の定められている職種分のみ添付して下さい。 ・施設の建物を増築して定員を増加する場合、左記④～⑦の添付が必要となることがあります。

		<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員の増加により、サービス管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付して下さい。
3	新たに施設障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援 A 型・B 型）を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項(付表) ・運営規程 ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表…① ・組織体制図 ・従業員の資格を証明するもの…② ・平面図 ・施設内外の写真 ・居室面積等一覧表 ・設備・備品等一覧表 ・施設障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…③ ・事業計画書 ・収支予算書 ・申請書等添付調書…④ ・土地・建物の賃貸契約書又は登記簿謄本（原本）…⑤ ・建築基準法に基づく確認申請書、検査済証等…⑥ ・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類⑦ ・防火対象物使用開始届…⑧ ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類…⑨ 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議が必要です。その後、変更予定日の前月 15 日までに申請してください。 ・左記①は変更日から 4 週間の勤務予定表として作成。 ・左記②については、資格要件の定められている職種分のみ添付して下さい。 ・対象者を特定する場合は左記②が必要です。 ・施設の建物を増築してサービスを追加する場合、左記④～⑧の添付が必要となりますことがあります。 ・左記⑤は確認後返却します。 ・定員の増加により、サービス管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付して下さい。 ・サービスの追加により、サービス管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付して下さい。また、既に就任しているサービス管理責任者が、追加するサービスを兼任する場合は、当該サービスに係るサービス管理責任者研修受講修了書を添付して下さい。